

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」 の概要

I 背景

平成 20 年 6 月に開催された南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更及び新規指定、並びに、南極特別保護地区内での活動の許可条件等を定める管理計画の一部改正及び新規計画について採択された（※）ことから、国内法制度上これに対応するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成 9 年総令第 53 号。以下「施行規則」という。）の一部を改正するもの。

※ 各地区の管理計画本体については、別添各「南極特別保護地区管理計画（原文）」参照

II 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 の概要

1. 別記（施行規則第 1 条関係）

- （1）既存 6 地区（第 24、第 35、第 37、第 54、第 55 及び第 60 南極特別保護地区）の区域指定の変更
- （2）新規 3 地区（第 68、第 69 及び第 70 南極特別保護地区）の区域指定

※ 各地区の地図については、別添「各南極特別保護地区位置図」参照

2. 別表第六（施行規則第 12 条関係）

（1）既存地区の要件の改正

既存の当該地区管理計画に定められた立ち入り要件に、以下に掲げる要件を追加・変更するほか、所要の改正を行う。

① 第 24 南極特別保護地区（ロス島のクロージア岬）

- 当該地区内で行える活動に、「教育活動」を加える。（変更）
- 航空機の着陸地点に関する要件を削除する。
- 「当該地区内では車両を使用しないこと」を要件とする。
- 「科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、地表から高度 750m 以下の空域を飛行しないこと」を要件とする。（変更）

② 第 35 南極特別保護地区（ウィルクス・ランドのバッド海岸のベイリー半

島北東部)

- 「管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと」を要件とする。(変更)

③ 第 37 南極特別保護地区 (マクマード入江のホワイト島の北西海域)

- 「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、あざらし等の繁殖地又は集団から 300m 以内の区域には着陸しないこと」を要件とする。(変更)
- 「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であって、高度 750 メートル以下の空域を飛行しないこと。なお、当該地区内に離着陸する場合、あざらし等が生息する海岸線の直上空域を飛行しないこと」を要件とする。(変更)
- 「当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと」を要件とする。

④ 第 38 南極特別保護地区 (ヴィクトリア・ランドのアズガード山脈のリニアス台地)

- 「当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと」を要件とする。

⑤ 第 54 南極特別保護地区 (ヴィクトリア・ランドのジオロジー岬のボタニー湾)

- 管理区域を一部変更する。

⑥ 第 55 南極特別保護地区 (ロス島のエヴァンス岬)

- 「管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと」を要件とする。(変更)

⑦ 第 60 南極特別保護地区 (フレイザー諸島)

- これまで 3 か所認めてきた当該地区への上陸地点を、1 か所削減して 2 か所とする。(変更)
- 既存の 2 つの要件(「当該地区内に、1 回につき 3 人以上立ち入らないこと」及び「当該地区内に 12 時間以上滞在しないこと」)を削除する。
- 当該地区内における南極鳥類等との離隔距離に関する要件について、一部変更する。
- 「当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他振動を生じさせるような機器を使用しないこと」を要件とする。

- 「原則として、当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと」を要件とする。(変更)

(2) 新規地区の要件の設定

新規3地区について、以下に掲げる要件等を新たに定める。

① 第68 南極特別保護地区(グローブ山脈のハーディング山)

- 「当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る」
- 「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること」
- 「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営をしないこと」
- 「当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと」
- 「当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと」
- 「当該地区内では廃棄物を処分しないこと」
- 「当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること」

等の要件を定める。

② 第69 南極特別保護地区 (プリンセス・エリザベス・ランドのイングリッド・クリステンセン海岸のアマンダ湾)

- 「当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る」
- 「当該地区内において車両を使用する場合、南極鳥類の繁殖地又は集団から500メートル以内に近づかないこと」
- 「回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地から1000メートル以内の区域に離着陸しないこと」
- 「回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地から1000メートル以内の区域の直上空域を飛行しないこと」
- 「当該地区内では回転翼航空機に燃料を補給しないこと」
- 「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では歩行者はペンギンの繁殖地又は集団から50メートル以内に近づか

ないこと。また、当該地区内では歩行者はペンギンの通路を通行しないこと」

- 「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること」
- 「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地から 500 メートル以内の区域では行わないこと」
- 「原則として、当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと」
- 「当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと」
- 「当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと」
- 「当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと」
- 「当該地区内では廃棄物を処分しないこと」
- 「当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること」

等の要件を定める。

③ 第 70 南極特別保護地区（シャルコー島のマリオン・ヌナタク）

- 「当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る」
- 「航空機は、露頭から 100 メートル以内に着陸しないこと」
- 「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地域内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、露頭から 100 メートル以内に近づかないこと」
- 「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと」
- 「原則として、当該地区内では野営をしないこと。なお、当該地区内において野営する場合、原則として、露頭から 500 メートル以上離れた区域の雪上又は氷上で行うこと」
- 「当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと」
- 「当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと」

- 「当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと」
- 「当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと」
- 「当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと」
- 「当該地区内では廃棄物を処分しないこと」
- 「当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること」

等の要件を定める。